

(第91号議案)

### 令和4年度給与改定等の概要

項目	内 容				
期末手当	3月期廃止に伴い、支給月数を改定する。				
	【会計年度任用職員】				
		6月	12月	3月	計
	現行	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月
令和5年4月1日 日から実施	1.20月	1.20月	—	2.40月	

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>、<u>12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>